

こどもを取り巻く状況について

令和6年10月21日

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

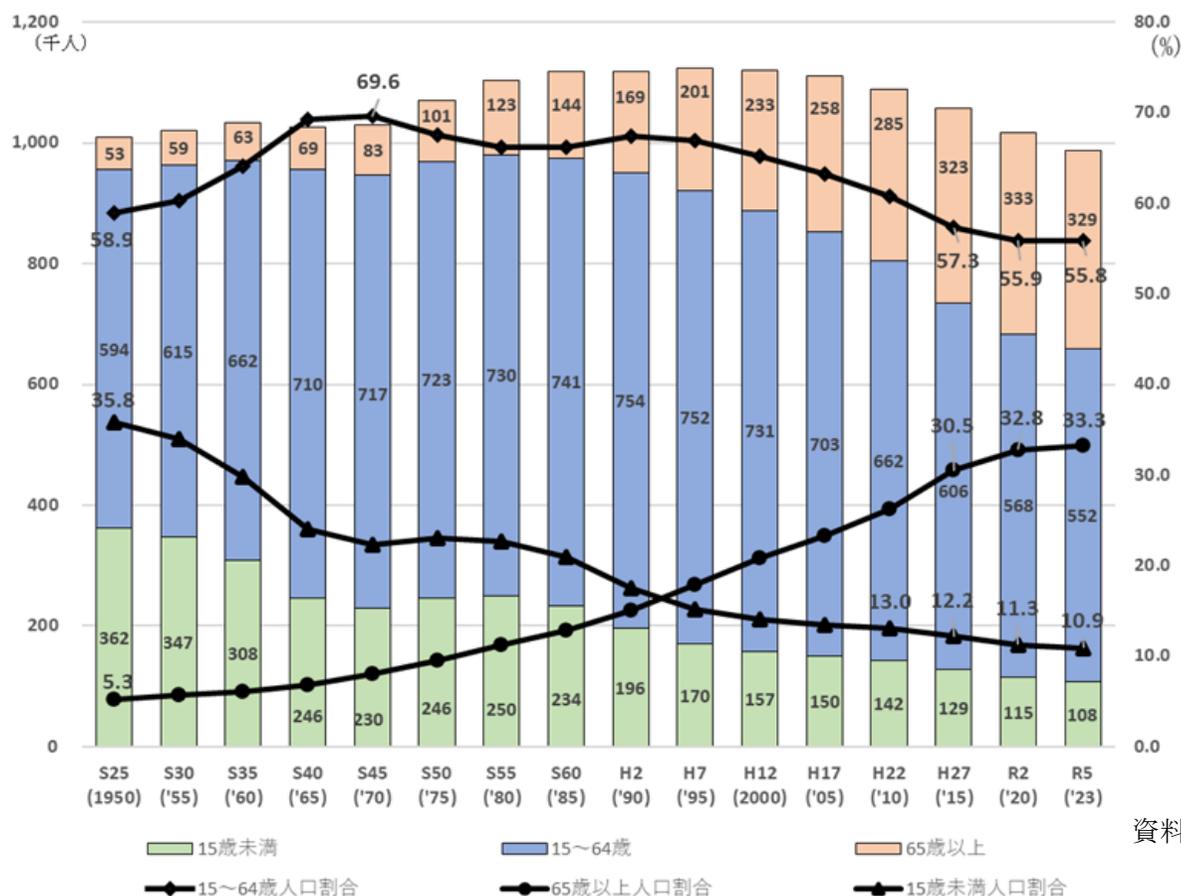
こどもを取り巻く状況及び課題等について

- 近年、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域の関わりの希薄化などがこどもへの様々な影響を与えるなか、不登校、いじめ、児童虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、こどもを取り巻く状況は厳しさを増している（別添1～9）。
- こうした問題を相談できずに悩んでいるこどもの負担感や孤立感を社会全体で解消し、こどもの権利が守られる環境づくりが必要。
- こども当事者の視点を尊重し、こどもが安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこどもの支援のための施策に反映させることが重要。

こどもの数(15歳未満)は、令和5年は107,546人となり、減少傾向が続いている。

また、富山県の人口に占める15歳未満のこどもの割合(年少人口割合)は、平成22年13.0%、平成27年12.2%、令和2年11.3%、令和5年は10.9%と年々低下している。

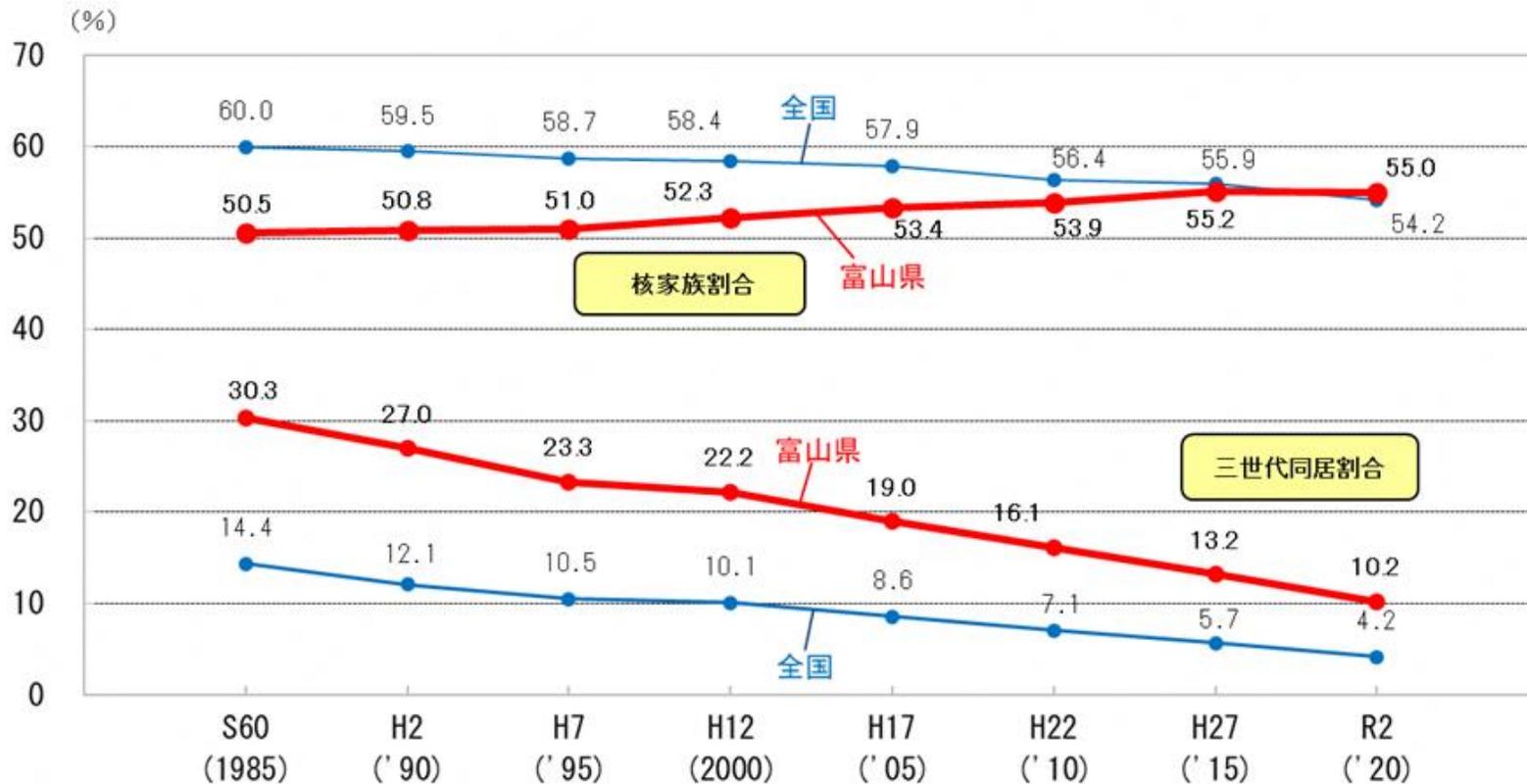
◎年少人口割合及び老年人口割合の推移（富山県）



資料：国勢調査（総務省）、人口移動調査（富山県）

本県の三世代同居世帯は、10.2%と全国に比べ高い割合となっているが、一世帯あたりの人員は減少しており、核家族世帯の割合が平成27年までは年々増加し、令和2年は全国平均を上回っている。

◎三世代同居世帯比率及び核家族世帯比率の推移（全国・富山県）



令和2年の本県の共働き率は、58.3%（全国51.6% 全国4位）となっており、全国に比べ高くなっている。

また、子どもがいない世帯に比べて、子どもがいる世帯の方が共働き率が高くなっている。

◎共働き率（全国・富山県）

		夫は就業者 妻も就業者の数 (A)	夫は就業者 妻が非就業者の数 (B)	夫は非就業者 妻は就業者の数 (C)	夫は非就業者 妻も非就業者の数 (D)	共働き率 (A) / (A)+(B)+ (C)+(D)
全国	夫婦のいる一般世帯(世帯数)	13,206,934	5,816,497	1,127,770	5,433,690	51.6%
	子どもなし	4,434,948	2,254,529	659,125	3,768,992	39.9%
	子どもあり	8,771,986	3,561,968	468,645	1,664,698	60.6%
富山県	夫婦のいる一般世帯(世帯数)	132,323	37,533	11,830	45,188	58.3%
	子どもなし	40,181	15,707	6,441	29,225	43.9%
	子どもあり	92,142	21,826	5,389	15,963	68.1%

資料：国勢調査（R2総務省）

児童のいる世帯数の割合は、昭和61年は51.0%だったが、令和4年には20.9%に減少している。

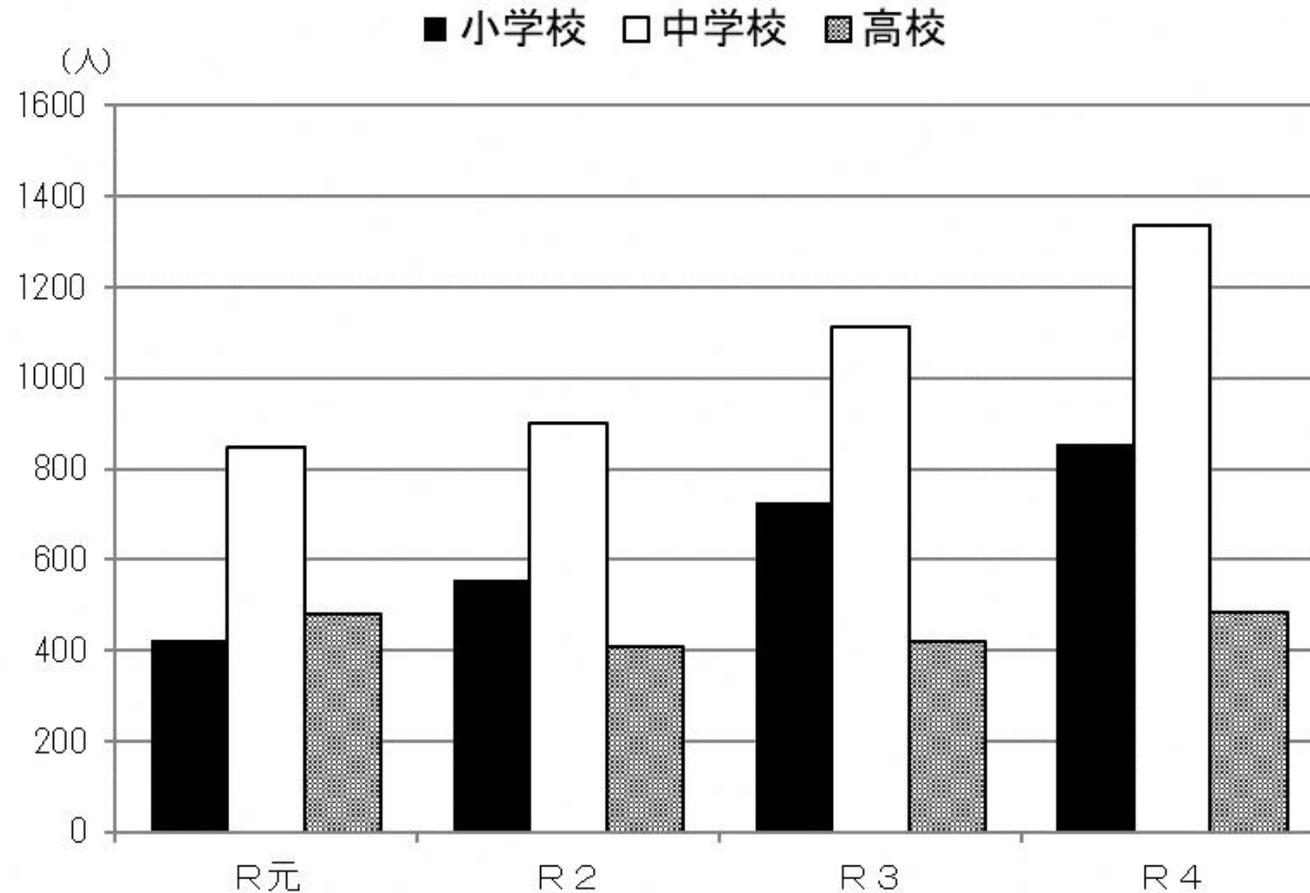
◎児童のいる世帯数の年次推移（全国・富山県）

		児童のいる世帯		児童のいない世帯	
		世帯数（千世帯）	全世帯に占める割合	世帯数（千世帯）	全世帯に占める割合
S61	全国	17,364	46.2%	20,180	53.8%
	富山県	149	51.0%	143	49.0%
R4	全国	9,917	18.3%	44,393	81.7%
	富山県	82	20.9%	311	79.1%

資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

本県の不登校の児童生徒数は、中学校に入ると急増している。

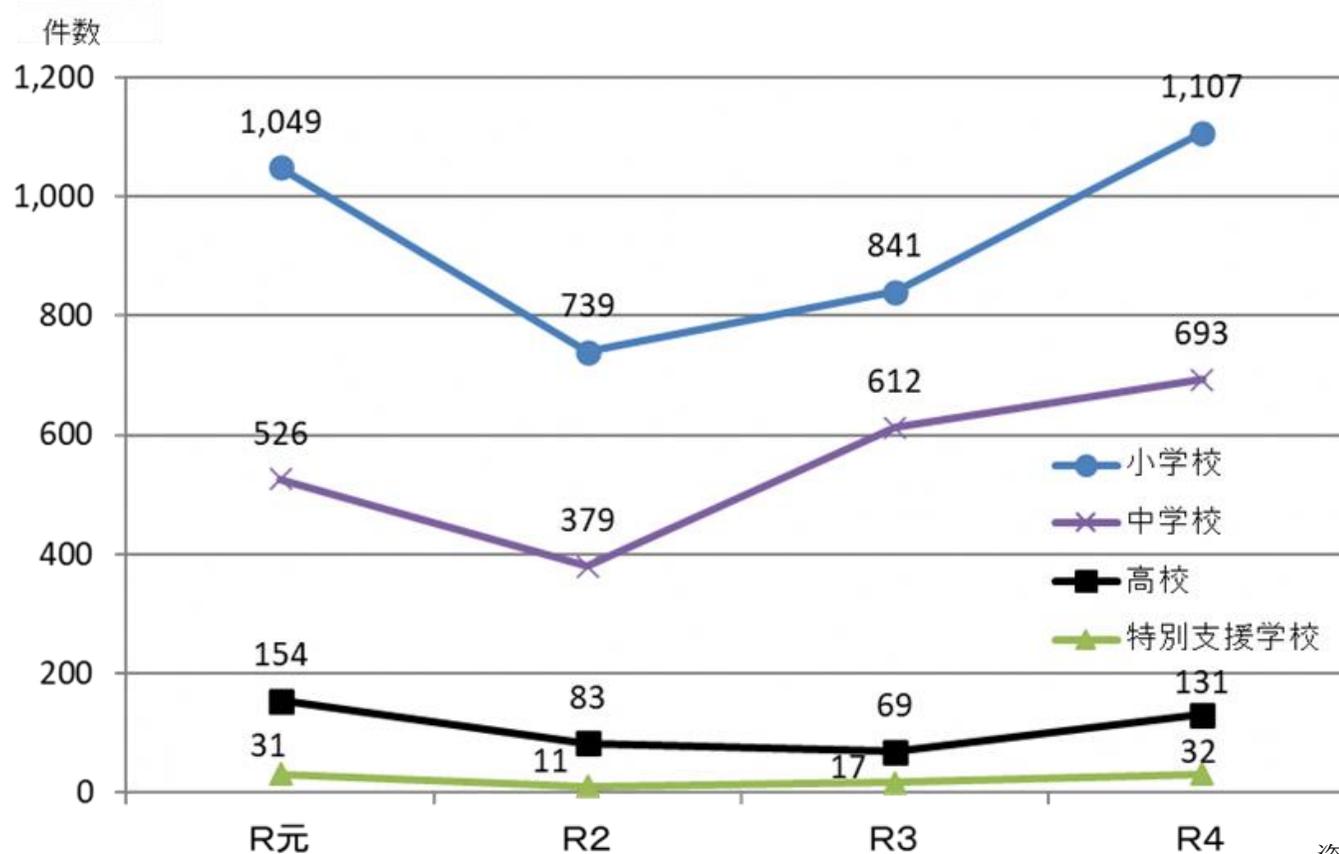
◎不登校児童生徒数の校種別内訳（富山県）



資料：富山県教育委員会

本県のいじめの認知件数を校種別にみると、小学校のいじめが多く、中学校、高校では件数が減少する傾向にある。

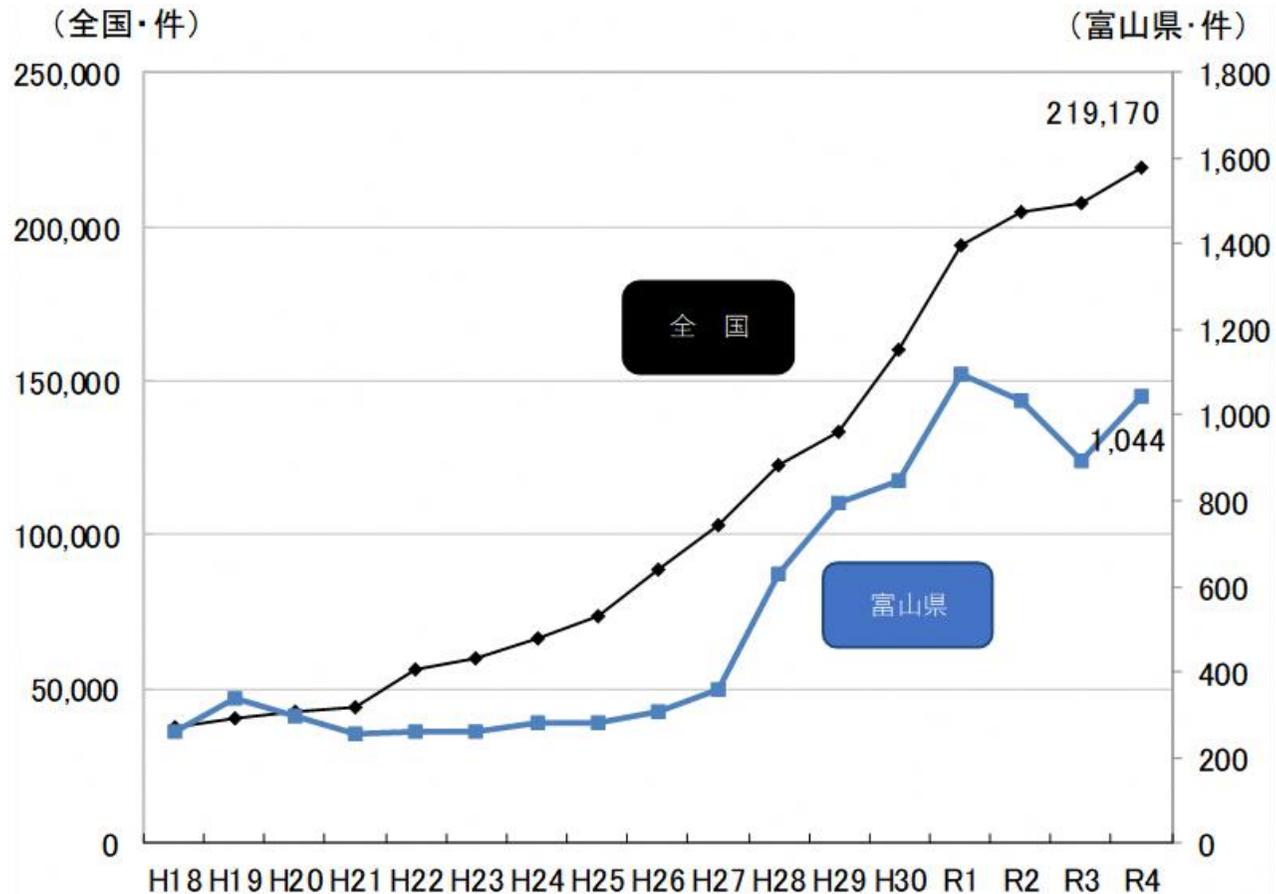
◎いじめ認知件数の校種別内訳（富山県）



資料：富山県教育委員会

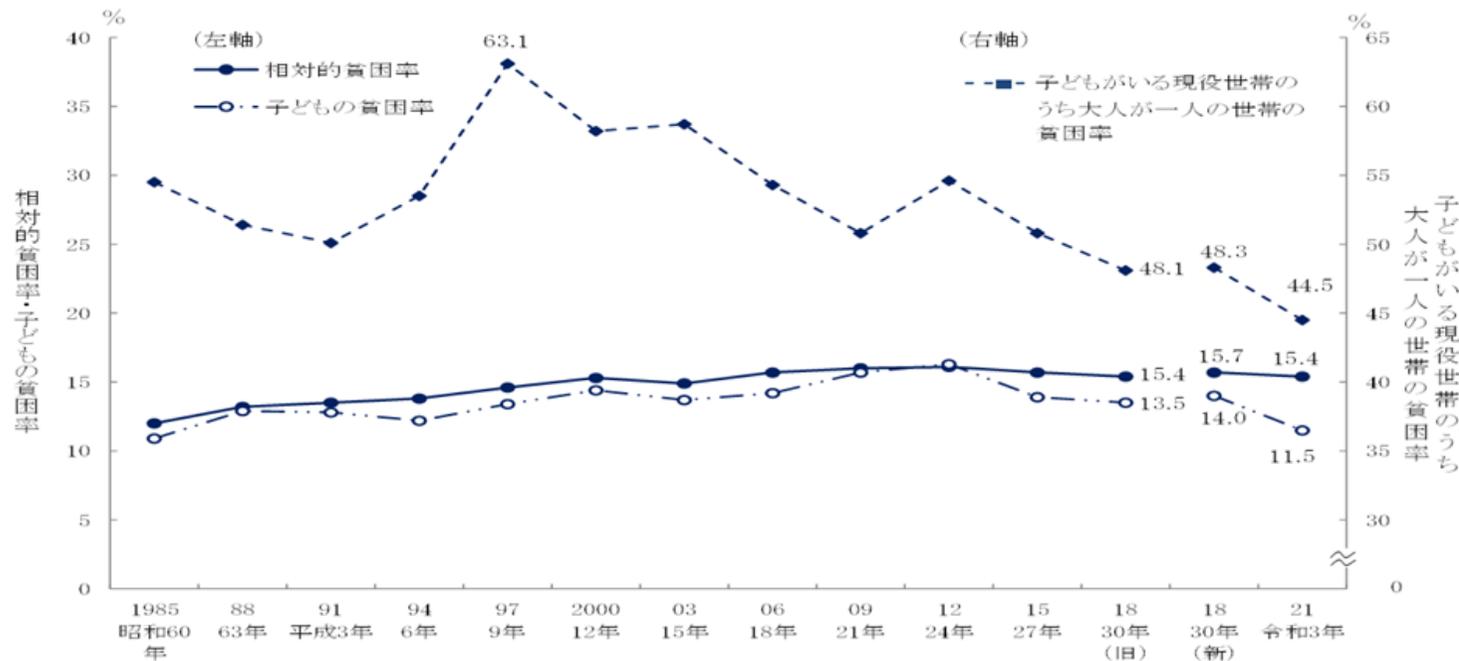
本県の児童虐待の相談対応件数は、令和4年度は1,044件と、令和3年度に比べて増加している。（相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け指導や措置等を行った件数で、結果的に虐待と認められなかったものを含む。）

◎児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国・富山県）



厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、令和3年の我が国における相対的貧困率は15.4%、またこどもの貧困率は11.5%となっており、特に、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯（ひとり親家庭等）については44.5%となっている。

◎貧困率の年次推移（全国）



注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

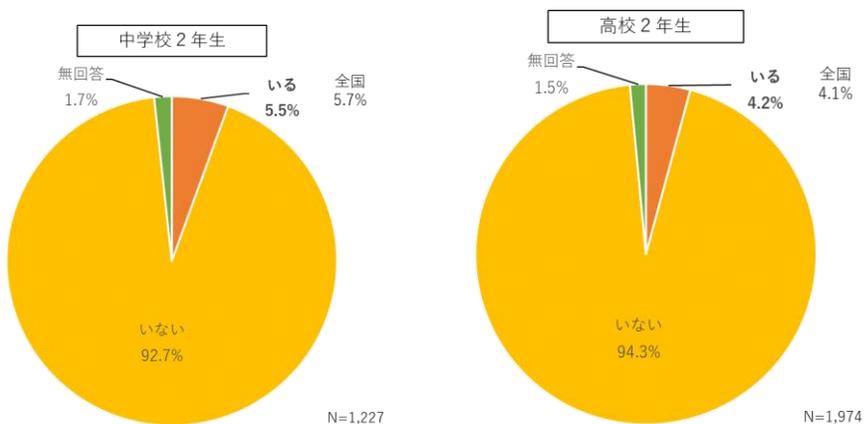
7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

ヤングケアラーに関する実態調査によると、世話をしている家族がいるのは、全回答者の4.7%（中2：5.5%、高2：4.2%）となっている。

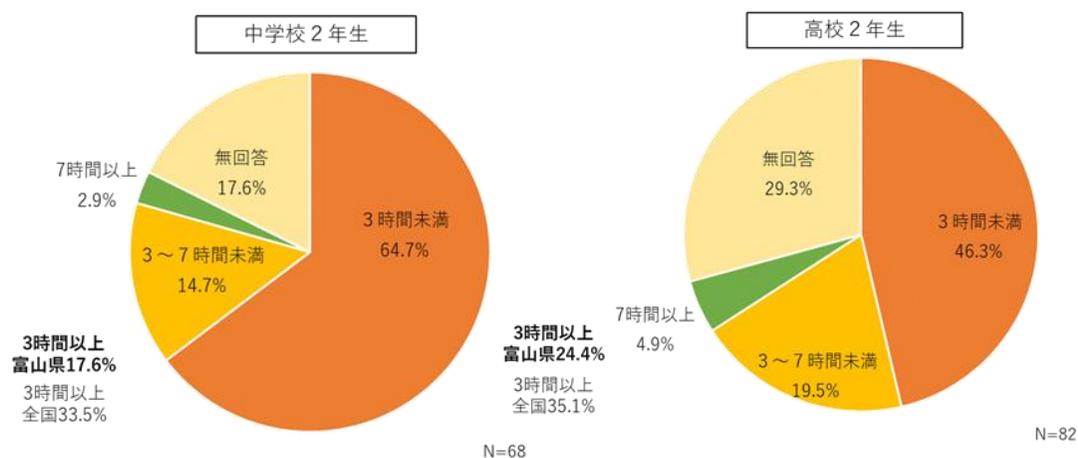
また、世話をしている家族がいると回答した生徒のうち、平日に3時間以上を家族の世話に費やしているのは21.3%（中2：17.6%、高2：24.4%）となっている。

◎中学校2年生及び高校2年生による
家族のケアの状況（富山県）



資料：令和4年度ヤングケアラーに関する実態調査（富山県）

◎平日に家族の世話に費やす時間（富山県）



資料：令和4年度ヤングケアラーに関する実態調査（富山県）